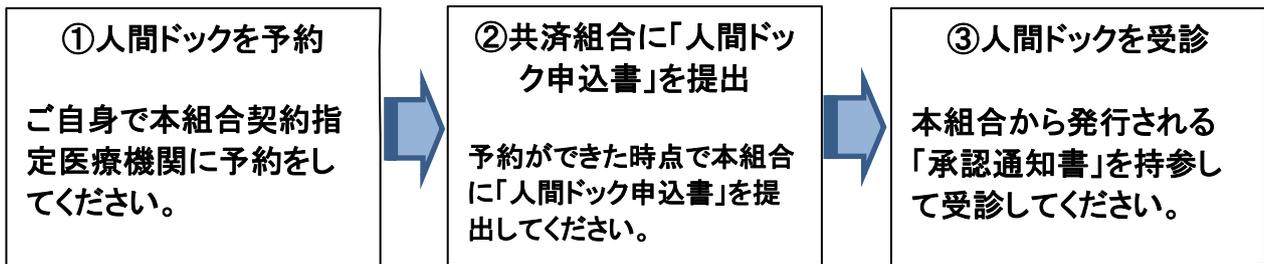


人間ドック利用助成について(注意事項)

共済組合では、疾病予防対策の一環として組合員や被扶養配偶者が人間ドックを受診する際にその費用の一部を助成しております。

この人間ドック利用助成を受ける手続き、注意点は以下のとおりとなります。

人間ドック利用助成申込み手続



申込み手続きの注意

- 申込書は、**必ず受診日の2週間前までに共済組合に提出**してください。
期日を過ぎた申込書の提出については対応致しかねますのでご了承ください。
- **共済組合の承認を受けずに人間ドックを受診した場合、費用は全額自己負担になります。**
- 人間ドックの受診は、例年1月から3月に集中します。この時期は医療機関の予約ができないこともありますので、早めの受診をお願いします。
- 一部医療機関においてWEBによる予約を受け付けておりますが、本組合事業の人間ドックについては、予約できません。**必ずお電話にて予約**をお願いいたします。

☆ 人間ドック指定医療機関や料金等は「保健事業のご案内」(4月下旬配布)をご確認ください。